

一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と家庭の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 2 月 1 日～ 令和 7 年 1 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：令和 7 年 1 月までに、子の看護休暇制度の取得実績者を 2 名以上にする。

<対策>

- 令和 5 年 2 月～ 社内報などによる社員への周知

目標 2：子育て期の従業員に対し、短時間正社員制度を導入し制度の利用実績者を 2 名以上にする。

<対策>

- 令和 5 年 2 月～ 全社員に対し、社内報などで短時間正社員制度の導入について周知する。

目標 3：計画期間内に、育児休業、育児目的休暇の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和 5 年 2 月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和 5 年 2 月～ 育児休業取得開始日から5日間を有給とする制度を導入する